

三春町果樹生産振興事業のお知らせ

町では、現在使用されていないパイプハウスや春先しか使用されていない水稻育苗用ハウスなどの遊休施設等を利用して、果樹を新規に生産又は生産の拡大を図る農業者さまに、苗木や資材等購入に係る補助金を交付し、果樹の生産を支援します。

補助率・補助額

補助率1/2以内、上限20万円

対象作物

ぶどう、ブルーベリー、りんご、ももその他町長が認める果樹

対象者

- (1) 三春町内の圃場において、露地栽培5アール以上又は施設栽培1アール以上の対象作物の栽培を行う個人又は団体
- (2) 新規導入者及び規模拡大者で販売を目的として栽培を行う者
- (3) 田村農業普及所、JA福島さくらの栽培指導を遵守できる者

対象事業

- (1) 苗木の購入
- (2) 土壌の分析診断
- (3) 棚、支柱、ワイヤー等の整備
- (4) 防虫ネット、遮光ネット等の被覆資材の整備
- (5) 圃場内の生産性向上に資するその他の資材の導入及び設置で町長が認めるもの

申請方法

次の①～④を産業課へ提出(持参・郵送等)

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 圃場の位置図
- ③ 事業内容に関する見積書及びカタログ等
- ④ 現況写真

申請・お問い合わせ先

〒963-7796 三春町字大町1-2

三春町役場産業課農林グループ(役場2階9番窓口)

電話:0247-62-2112 メール:norin@town.miharu.lg.jp

